

連載 著作権と情報システム 第 25 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（17）

権利の制限

三 プログラムの複製、翻案等について権利者の許諾を得られない場合の措置を設けることの必要性について【2】

(3) 第 69 条 商業用レコードへの録音等

著作権法第 69 条は、「商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から 3 年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる」としている。昭和 58 年当時プログラムを商業用レコードとして録音していたとは想像できないことから、プログラムについて本条が適用できるとは考えにくい。

(4) 第 70 条 裁定に関する手続き及び基準

著作権法第 70 条は、前述 (1) ～ (3) に関する手続き及びその基準を定めた規定である。

よって、プログラムの複製、翻案等について権利者の許諾を得られない場合、公表されたプログラム又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであるプログラムの強制許諾は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合に限られることから、中間報告では、これ以外にプログラムの複製、翻案等を強制許諾させる制度が必要かどうかについて検討されている。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、
来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹
編、岩波書店、1997年

連載 著作権と情報システム 第 26 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（18）

権利の制限

三 プログラムの複製、翻案等について権利者の許諾を得られない場合の措置を設けることの必要性について【3】

プログラムの複製、翻案等を強制許諾させる新たな制度を設ける必要性について、検討されている。

結論としては、①著作権は特許権とは異なり、既存のものと同一又は類似のものであっても独自に開発すれば権利侵害とはならないこと、そのため、もし一般的な強制許諾制度（著作権法第67条、第68条、第69条、第70条）を導入すれば、製作する者がプログラムの権利を保護する意識が減退して開発する意欲を失う危険性があること、②公益的見地から、プログラムについて限られた範囲内において強制許諾制度を設けることを考えるべきであることとしている。

また、プログラムの利用実態から、特許権のような裁定制度を導入すべきであるという意見も示されている。

ベルヌ条約第9条第2項には、「特別の場合について第1項の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」としている。よって、複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件にして、「限られた範囲内であれば条約上可能である」としている。

なお、ベルヌ条約および万国著作権条約には、発展途上国に限って著作権の複製及び翻訳に関する一般的な強制許諾が定められている。そのため、発展途上国の個人や企業を相手にする場合、プログラムの複製についても一般的な強制許諾制度が適用される。

引用・参照文献

著作権法概説第13版、半田正夫著、法学書院、2007年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992年

岩波講座 現代の法10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997年

連載 著作権と情報システム 第 27 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（19）

保護の要件

著作権法はベルヌ条約にしたがって、無方式主義を採用している。著作権法第 17 条第 2 項には、「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」と規定している。

そのため、プログラムに関する権利の享有や行使に関しても、方式主義を要せず、また方式の履行を要求することも認められない。

たとえば、プログラムの著作権に方式主義を求めるとすると、プログラムが非常に広範囲な場において、かつ多くの人々によって製作されることを考えると、プログラムを製作しようとするときからプログラムには自動的に権利が発生するので、迅速な権利保護という観点からは、無方式主義は適切であるとしている。

一方、プログラムの流通促進という問題を考えると、公示制度を導入することも検討すべきものとしている。ただし、ベルヌ条約との関係から、保護の要件とは切り離れた公示方法を検討すべきであるとしている。具体的な公示制度については、「法的効果をとみなわない公示制度」であれば、ベルヌ条約及び著作権法に反するものはないことから、容認されるものと考えていた。

その後の著作権法改正と同時に、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」が制定、施行されることになる。同法はプログラムにかかる公示的登録機関（同法第三章）を設けることで著作権法を補完するものとなっている。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 28 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（20）

保護期間

著作物の保護期間は、著作権法の第 5 1 条第 2 項により「著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。）五十年を経過するまでの間、存続する。」となっており、著作権法の第 5 3 条第 1 項には、「法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかったときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。」と規定している。

また、ベルヌ条約の第 7 条 (1) では、「この条約によって許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後五十年とする。」とし、万国著作権条約の第 4 条 1 及び 2 (a) では、「著作物の保護期間は、第二条及びこの条の規定に従い、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。」「この条約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存の間及びその死後二十五年から成る期間よりも短くてはならない。」と規定している。万国著作権条約は、「ベルヌ条約の規定及び同条約により創設された同盟の構成国の地位に何ら影響を及ぼすものではない。(同条約第 1 7 条 1)」ことから、ベルヌ条約の規定を適用することに問題はない。

プログラムについては、「プログラム開発技術の進歩が早く、使用される期間も短いこと、投資の回収に要する期間保護すれば足りるという観点からすると、現行著作権法の保護期間は長すぎるのではないかという意見」があった。ただし、中間報告では、この意見は受け入れられなかった。「基本プログラムの中には、長期にわたって利用されるものもあり、利用価値があるものはやはりその機関保護すべきであること、また、50年間の保護期間については特段支障があるとは考えられず、むしろこの期間保護すべき意味も大きい面があること」として、別の保護期間を設ける必要がないとされたためである。また、プログラムだけをベルヌ条約の保護期間より短期間にするべきではないという主張も理由となった。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、
来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹
編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 29 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（21）

救済制度

著作権法をプログラムに適用した場合の権利侵害に対する民事上の救済措置としては、①差止請求権（著作権法 112 条第 1 項）、損害賠償請求権（民法第 709 条、第 710 条）、不当利得返還請求権（民法第 703 条）、損害額の推定（著作権法第 114 条）、名誉回復等の措置の請求（著作権法第 115 条）、が認められている。特に、損害額の推定は、著作権、出版権、著作隣接権が侵害されたとき、権利者側が損害額の立証が困難であるため、権利者保護により損害額の举证責任の転換を図ったものである。

中間報告では、簡単にプログラムの複写が可能であることなどプログラムの権利侵害が行われやすいことから、損害賠償について被った損害の 2～3 倍の賠償を請求できるようにしてはどうかという意見もあったが、プログラムだけにそのような高額な賠償を認めることはできず、結果的に他の無体財産権の保護全般に影響を及ぼすこと、プログラムに特別措置を講ずると、現行の著作権法体系上にも問題が生ずることから、不適切であるとされた。また、プログラムについてのみ、権利侵害による举证責任の軽減や転換を図ることも不適切とされた。

また、プログラムに関する権利侵害訴訟は、高度な専門技術の知識が必要であるものが多く、しかも時間が経過すると損害が大きくなることから早期解決が望まれたため、積極的にあっせん制度（著作権法第 105 条～第 111 条）を活用すべきであるとされた。法的拘束力もある仲裁や調停も必要と言う意見もあった。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 30 回

司法書士 / 駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（22）

その他

著作権と他の知的財産権（特許権）の重複適用について、どのように調整すべきかが検討された。

保護期間・・・特許権の保護期間が切れた後に著作権による制限を受けるか。

特許権の保護期間と著作権の保護期間が異なることから起きる問題で、特にライセンス契約を結ぶ場合、特許権の保護期間終了後も著作権の保護期間に縛られる可能性がある。

権利の帰属・・・著作権者と特許権者が分離した場合等、著作権者、特許権者としてそれぞれがどのようにそれぞれの権利を帰属させるか。

特許権と著作権の帰属した者が同一であれば大きな問題はないが、その帰属が異なる場合、どのようにそれぞれの権利の帰属を考えるのか。

権利侵害行為・・・一つの行為が著作権と特許権の両方を侵害することになるか。

権利主体・・・特許権の権利主体は自然人に限定されているのに比べ、著作権の権利主体は法人でもなりうることから、法人にプログラム著作権をみとめるべきかどうか。

特に について、著作権と特許権が重複し、かつ帰属の異なる場合、権利関係（権利の抵触）の問題が生ずる。そのため、特許法第 7 2 条には「特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない」という権利調整規定がある。意匠法第 2 6 条第 1 項にも、「意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない」と同様の規定がある。更に同条第 2 項には、「匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録

意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分はその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない」として、著作権との権利を調整する規定を設けている。ところが特許法にはそのような規定がないため、検討を要する旨が中間報告で指摘されている。

ただし、上記検討課題について、現在まで具体的な法改正はなされていない。よって、プログラムの保護期間は他の著作権と変わらず、著作権者と特許権者の権利関係は相互に抵触しないものとして個別に認められ、一つの行為で著作権と特許権の両方を侵害するものも認められ、著作権に関しては法人でも著作者になれる。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 31 回

司法書士 / 駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（23）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

1. プログラムの保護の明確化

プログラムは著作物であり、これを明確にするために、著作権法第 10 条の著作物の例示規定にプログラムを明示すべきである。そして、プログラムの定義規定を設けることを検討すべきである。

中間報告に沿って、これまで曖昧だったプログラムを著作権法の適用を明確にさせるため、例示規定に新たに加えると共に、曖昧だったプログラムの概念を明確にするため、プログラムに関する用語を定義する規定を置くことになった。

昭和 61 年 6 月 14 日法律第 62 号により、著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に「プログラムの著作物」が、同条第 3 項に用語の定義が設けられた。

著作権法第 10 条

第 1 項

第 9 号 九 プログラムの著作物

第 3 項 第 1 項第 9 号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹

編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 32 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（24）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

2. 法人著作の規定の整備

ソフトウェアにそのまま著作権法第 15 条を適用させる場合、「法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」という要件が、解釈によって実態に合理的に対応しきれないことも想定できることから、法人著作の規定を整備する必要がある。

プログラムの製作者が著作権者として同法第 15 条の適用を受けようとする場合、次の要件を満たす必要があった。

①プログラムがその法人その他使用者の発意に基づいたものでなければならないこと。

②その法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること。

③その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること。

④その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと。

特に②について従業員ではない外部の者がプログラムの作成に関与した場合に問題となる。この外部の者が助言などだけで創作的行為を行っていないとき共同著作物の問題とはならないが、この者がプログラムの創作的行為に参加したときは、「独立した地位」を有することになり、企業とこの外部の者の共同著作物となる。③についても、プログラムが (a) 未公表の場合、(b) 無名で公表している場合、(c) 著作者でない者の名義が付されて公表される場合に分けて考察されている。まず (a) の場合を考えると、自社の内部で使用するために作成されたアプリケーション・プログラムが想定される。法人としてこのようなアプリケーション・プログラムを法人名義で登録することは考えられず、公表することはない。(b) の場合を考えると、プログラムは無名で公表されることも多い。(c) の場合を考えると、他社に委託して作成したプログラムについて、システム設計・プログラム設計・プログラミング等をすべて受託会社が行ったプログラムの著作者は、未公開であれば受託会社が著作者と考えられるが、委託会社の法人名義で公表された場合、受託会社は③の要件を欠くことから著作者とは言えず、結局、委託会社とプログラムを直接製作した受託会社の従業員の共同製作になるものと考えられる。

保護の享受者を明確にするために、中間報告に沿って昭和 60 年 6 月 14 日法律第 62 号に著作権法第 15 条からプログラムを除外し、同条の第 2 項にプログラムに適用す

べき規定を設けられた。

著作権法第 15 条（職務上作成する著作物の著作者）

法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 33 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（25）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

3. 著作権者人格権の制限

プログラムに対する著作権法の著作者人格権を適用については、これまで述べたとおり、プログラムのバージョンアップなどに対する同法第 20 条「同一性保持権」の適用関係を明確にすることになった。プログラムの著作物を修正したり、より効率的に利用しやすいように改変することである。そのため、第 20 条第 2 項第 3 号を新たに設けられることが適当と判断された。

中間報告に沿って、著作権法第 120 条を改正し、同条第 2 項第 3 号が新たに設けられた（昭和 60 年 6 月 14 日法律第 62 号により改正）。

【著作権法第 20 条第 2 項】

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹

情報システム学会 メールマガジン 2012.1.1 No.06-09 [10]
連載 著作権と情報システム
第 33 回 文化庁案 著作権審議会第六小委員会中間報告(25)

編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 34 回

司法書士 / 駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（26）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

3. プログラムの実行に関する権利の取扱い

プログラムをコンピュータで実行するときに、新たに実行する権利を付与するかどうか。これまでも述べたとおり、新たに実行する権利を認めることは、理論的にも実際においても難しく、確かにプログラムを不正にアクセスする者の対策とはなりうるが、プログラムの流通面で障害となるなどの問題点も多い。そのたる、中間報告ではこのような新たな権利の付与を見送ることを決めた。

特に問題となるであろう「違法に複製されたプログラムの実行」については、限定な侵害行為として法制化されることになった。

中間報告に沿って、著作権法第 113 条を改正し、同条第 2 項が新たに設けられた(昭和 60 年 6 月 14 日法律第 62 号により改正)。

【著作権法第 113 条第 2 項】

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物（当該複製物の所有者によって第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によって同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

引用・参考文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 35 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）
中間報告」（27）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

5. プログラムの翻案の明確化

繰り返しになるが、二次的著作物を創作するため、その原著作物を利用するための権利を翻案権という。他の著作物と同様に、プログラムのアルゴリズム（わかり易く書くと、プログラムの発明的な要素）を著作権法は保護しない。このことから、プログラムからアルゴリズムを解析して、改良プログラムを作成すれば、新たな著作物となる。検討すべきものとはなったものの、結局、中間報告では解釈指針などの必要な措置を講ずることが望ましいとしながらも、法律改正にまで至っていない。その後、ハードウェアと関連性があれば、一部のプログラムのアイデアも特許（ソフトウェア特許）が認められるようになった。そのため、プログラムの翻案について、議論されることは少なくなっている。一方、オープンソフト、フリーソフトなど著作権を留保した形で翻案を認めるような動きも活発化している。YouTube やニコニコ動画など、二次的著作物の議論の中心はコンテンツであるが、プログラムの翻案についても、今後、法整備が求められる可能性はある。

引用・参考文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 36 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（28）

「中間報告の結論」著作権法におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護の問題に関する対策

6. プログラムの利用者のための複製権等の制限

プログラムの実行、保存のための複製、翻案ができるように、プログラムの複製物の正当な所持者がそれらの行為できるように次の規定が加えられた。

第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

ただし、この規定はプログラムの公正な利用の確保という意味であり、法を逸脱した複製や翻案は認められていない。

7. プログラムの強制許諾制の取扱い

プログラムの強制許諾はプログラム作成者の保護という観点から認めにくいと、本報告では慎重に検討すべきものとしている。ただし、著作権という独占権をどこまで認めるべきかという問題はある。特にソフト産業の発展を考えた場合、一定の金銭をもって利用許諾を認めるような制度設計は検討する必要がある。

引用・参考文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹

編、岩波書店、1997 年